

6月定例会の最終日に議員より、「速やかな取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を推進する意見書」(案)、「「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書」(案)及び「子ども医療費無料化制度の創設を求める意見書」(案)が議長に提出され、本会議において議員案第6号、議員案第7号及び議員案8号として上程し、可決いたしました。

これらの意見書につきましては、議長において提出先である関係機関等へ送付いたしました。



## 速やかな取調べの可視化 (取調べの全過程の録画) の実現を推進する意見書

平成21年5月に、市民が刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が開始された。この制度は、法律の専門家ではない市民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な市民感覚及び社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されている。

裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとって分かりやすいものである必要がある。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。

このような見地から、取調べの可視化(取調べの全過程の録画)は不可欠なものである。なぜなら、取調べをすべて録画することで、取調べの状況が検証可能となり、これにより初めて裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得るようになるからである。

また、取調べの可視化は、これを行うことで、密室での取調べに伴って発生する捜査官の利益誘導等による自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように現在も後を絶たないえん罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものである。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件につき、検察官の裁量により取調べの一部の録画が行われており、また、警察庁でも一部録 画の試行がなされているが、すでに裁判員裁判が実施されていることも踏まえて、速やかに取調べの全過程の録画を行うよう、取調べの 可視化の実現を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月21日

栃木県大田原市議会 三曹原

提出先:内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長



## 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

昨年の東日本大震災における我が国の対応は、「想定外」という言葉が繰り返されたことに代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。

一方、諸外国においては、憲法に外部からの武力攻撃、テロ、大規模自然災害時を想定した非常事態宣言を発して、政府主導のもとに 救援及び復興に対処することとしている国も多い。

しかしながら、日本国憲法には非常事態条項が明記さてれおらず、平時のまま国家的な緊急事態を乗り切ろうとすると、現場の最前線で活動する自衛隊、警察、消防などの初動態勢において、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取ることから救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大することとなる。

そのため、緊急事態時に、国が万全の措置を講ずる責務を持ち、経済秩序の維持や公共の福祉の確保のために、国民の権利を一時的に制約できるようにする緊急事態基本法の制定が提唱され、平成16年5月には、自由民主党、民主党及び公明党の3党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで制定されずにいる。

このような中、東日本大震災などの自然災害のほかにも、我が国周辺で国民の生命及び財産の安全を脅かすさまざまな事態が発生・存続しており、緊急事態に備えることは喫緊の課題である。

よって、国及び政府においては、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月21日



提出先:內閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣 国土交通大臣、防衛大臣、內閣官房長官、警察庁長官、衆議院議長、参議院議長